

訪問看護 重要事項説明書

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生省令第37号（厚生労働省令第79号改正）第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	訪問看護ステーション嫩草
所在地	〒381-0085 長野市上野2丁目119-1
法人種別	営利法人
代表者名	竹田 静子
電話番号	026-236-9339

2. 業者が有する介護保険法令に基づき長野県知事から指定を受けている指定された事業所

介護保険法令に基づき、長野県知事から指定を受けている事業所名称（指定番号）	各事業所につき介護保険法令に基づき長野県知事から指定を受けている居宅サービスの種類
訪問看護ステーション嫩草 長野県指定 2060190226号	訪問看護・介護予防訪問看護

3. 利用事業所

事業者名称	訪問看護ステーション嫩草
指定番号	長野県指定 2060190226号
所在地	〒381-0085 長野市上野2丁目119-1
電話番号	026-236-9339

4. 事業者の目的と運営方針

事業の目的

居宅において、主治の医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

運営の方針

(1) 訪問看護ステーション嫩草（以下、事業所という）の看護師その他の従業者は利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援します。

(2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(3) 事業所は、必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努めます。

(4) 訪問看護事業所として第三者評価はうけていません。

5. ご利用事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	計
管理者	1名		1名
看護師	2.5名以上		2.5名以上
事務員		2名	2名

6. 営業日・時間

月曜日から金曜日	9:00~17:00
(但し、祝祭日、8月13日~8月16日、12月29日~1月3日は除く。)	

7. 営業地域

第8条 長野市内 須坂市、飯綱町、小布施町、高山村

8. 利用料

基本利用料として健康保険法または老人保健法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の日払いを利用者から受けるものとします。

利用者は、訪問看護ステーション嫩草料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払います。

9. 緊急時の対応方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、緊急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

ご利用者（家族）

主治医

10. 事故発生時の対応

訪問中に利用者、ご家族に被害が及ぶような事故が発生した場合は、主治医、関係機関と連絡を取りながら速やかに対応いたします。

11. 暴力への対応

利用者とともにサービス提供者の人権を守る観点から、暴力等があった場合、サービスを中止する場合があります。

12. 苦情申し立て窓口

訪問看護ステーション嫩草	TEL: 026-236-9339 FAX: 026-236-9333
担当: 竹田 静子	受付時間: 9:00~17:00
市町村の介護保険課	TEL: 026-226-4911 (長野市役所)
国民健康保険団体連合会	TEL: 026-238-1580

年 月 日

訪問看護の提供を開始するに当たり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明しました。

居宅サービス事業者：訪問看護ステーション嫩草

所在地 長野市上野2丁目119-1

説明者 氏名： ㊞

私は、本書面により、事業者から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

ご利用者 住所： 氏名 ㊞

ご家族 住所： 氏名 ㊞

(代理人)